

# ソヴェト貿易国営制と国際法

入江啓四郎

## 一 貿易国営制にともなう争点

一部の国家は、在外通商機関の設置、国有商船隊の維持運営、国営貿易機関の設置などによって、自ら対外貿易に従事する。国際法上、国家は主権平等であり、その機関、その行為については、原則として、外国で主権免除を享有する。すなわち不可侵と免除の特権を享有する。しかし具体的な国際紛争にあたっては、国家の行為とはいっても、統治行為には属せず、単に民商事行為に入るものまで、広く主権免除に浴するか、国家が私法上の主体として、私契約を締結し、その契約履行等について紛争が発生した場合、当事者の一方が国家であるという理由だけで、訴訟地の裁判管轄から免除されるか、国営貿易機関と称するものが、果して国家の機関であるのか、国家とは別個独立の法人ではないのか、その判定規準はどこにおくか、等々の問題は、かなり古くから存在するものである。

貿易国営制といっても、特定の分野についてだけ国営制をとるものもあり、これも比較的早くから国際法上の論件を供して来た。<sup>(1)</sup>しかしこれについては省略し、主として対外貿易の全面的国営制をとる国の民商事行為について検討

することとする。

注(1) 入江、増補国際法解義(一九六八年)、三八〇頁以下。入江、国際不正競争と国際法(一九六七年)、三六八—九頁。

兩次世界戦争間に全的な貿易国営制を採用したのは、ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国、次いでソ連邦だけであつた。ロシア共和国は、ソヴェト政権の樹立早々、外国貿易国営化令(一九一八・四・二二、人民委員会)を発して、一切の外国貿易は、国営化した。各種産品に関する売買契約で、外国、在外商事企業と締結するものは、ロシア共和国の名で、これにつき特に権限を与えられた諸機関により行われることになつた。これらの機関を除き、輸出入について、外国と取引契約を結ぶことは、すべて禁止された(第一条。郵送契約及び通過貨物の輸出入規則は別に規定)。外国貿易国営化担当機関は、商工業人民委員部とされた(第二条)。輸出入の組織にあたるため、同委員部内に外国貿易会議が設置され、その機構、機能について規定された(第三条以下)<sup>(2)</sup>。

注(2) Декреты советской власти. Том II. Москва 1959, стр. 158 (88)

貿易国営制の幅員に入る論件として、企業の国営化問題がある。ソヴェト政権は、その樹立以後、国内企業や資産を国営化したので、その産品、貨物が輸出された際、その取引または引渡過程で、利害関係者より国営化の効力について異論があり、関係外国で訴が起されたこと、しばしばである<sup>(3)</sup>。本論では、この国営化問題は除外する。

注(3) 例えばリニーター対サゴール事件、入江、解義、前掲、一七九頁

ソヴェト政権下の対外貿易取引関係で、国営化問題と同様に、諸外国でしばしば争われたのは、ソヴェト・ロシア

の國家機關が、当該争訟に関連して、裁判上の免除を享有するか否かであり、諸國の裁判所によって、またソヴェト機關に認められる地位によって、さらにまた取引の性質によって、必ずしも一致しない。

特に在外ソヴェト通商代表部の地位については、当初は必ずしも一定した条約上の根拠がなく、イギリスやイタリアなどは、暫定通商協定によって、一定の權利と免除を認めていたが、イギリスは、通商代表は、外交上の特權と免除は享有しないとされた。これに反して、イタリアとソヴェト・ロシアの暫定通商協定は、その明文から見て、ソヴェト代表部は裁判上の免除を享有するはずであった。かつ初次の判決では、そのように協定の解釈適用が行れたのであるが、後に破毀院は、別件について、同協定は議会の承認を得ていないとの理由で、免除条項の拘束力を否認した。後に議会の承認あり、ここに初めて協定の条項を適用した。この結果にいたるまでには、ソヴェト・ロシア及びイタリア間には、当該事件に関連して、長い間の外交折衝があった。

以下在外ソヴェト代表部の地位について、二、三の初期判例を見ることとする。

## 二 フェントン紡績対クラシン

先ずイギリスでの初期事件であるが、当時の英ソ關係について、事件の内容に關係あるかぎり、梗概を知る必要がある。

イギリスは、ソヴェト政府を承認する以前に、先ず捕虜交換に関する協定を結んで（一九二〇・二・二二）、この範圍で接觸關係に入った（兩國は戦争状態にあつたわけではなく、ただイギリスをもふくみ、主要同盟連合國は、ロシア革命にた

いして、軍事干渉を試み、各地に出兵していた。軍民捕虜の各本国帰還措置に関する約定<sup>(1)</sup>。

注(1) Документы внешней политики СССР. Том II. Москва 1958, стр. 364 (236), С. Огнев: Международное признание СССР. Москва 1962, стр. 45.

その後、ソヴェト代表団は、滞留地のコペンハーゲンからロンドンに向け出発(一九二〇・五・二二)、少し遅れて、レオニード・ボリソウィチ・クラシン(Леонид Борисович Красин)も、これに合流した(五・二七)。代表団は、イギリス政府当局に接触して、両国経済関係の恒常化につき折衝したのであるが、その間、過渡的な通商機関として、「全ロシア組合会社」すなわちアルコス(All Russian Cooperative Society, Ltd.: "Arcos")の設立を構想したのは、クラシンであった。クラシンは、これより先き、コペンハーゲンより外国貿易人民委員部まで書簡(五・一九)で、現時最も望ましい方法は、各国ごとに一個、できれば数個の株式会社を設置すること、これに信頼できる人員を任命配置して、企業にあたらせることを献策した。この献策が結実して、アルコスの創立となった(一九二〇・七・九)。アルコスは、イギリス法上の「私的」株式会社、いわゆる私会社であって、株主は五十人を越えてはならず、ひいて株式の公募や、株の取引所上場は行われなかった。アルコスの人員中には、クラシンも加えられた。かくてソヴェト通商代表部は、現地会社アルコスの形で、通商業務に従事したわけである。<sup>(2)</sup>

注(2) P. Карлова: Л. Б. Красин. Советский Дипломат. Москва 1962, стр. 72-, стр. 82-

こうしたソヴェト・ロシアの暫定的処理も、余り長くはなく、やがてイギリス、ロシア両国政府は、通商協定を結

び(一九二一・三・一六)、これによりイギリスは、事実上ソヴェト政府を承認した。ソヴェト代表として、この協定に署名したのも、クラシンである。この協定で、両国政府は、互に協定する員数の公務官を交換し、その居住、職務の遂行につき、これにたいして一定の権利と免除を認めることとした(ろ、第五項)<sup>(3)</sup>。

注(3) ソ連邦対外政策公文書集、前掲、第三卷、六〇七頁以下。入江、解義、前掲、一七九頁

ソヴェト・ロシア政府は、本協定による公務官として、協定の交渉者であり、署名者であるクラシンを任命し、ロンドンに駐在させた。他方アルコス自体は、そのまま存続した。

以下述べる事件の原告フエントン織物有限組合は、被告クラシン(及びロシア・ソヴェト連邦共和国並びにアルコス)を相手取って、売渡貨物の不足代金につき、訴を起した。被告は、条件附で応訴するとともに、後になって、自己は外国の権限ある代表であり、よって訴訟よりの免除を享有するとの理由で、呼出令状を取消すように申立てた。

第一審裁判所は、被告クラシンの申立を棄却したので、被告は控訴し、自己は英ソ通商協定で規定するより広範囲の任務を遂行しており(前述捕虜交換協定によるロシア難民帰国事務)、かつ通商協定は、必然的に自己にたいして、外交特権を享有する者に認められる裁判上及び課税上の免除を与えており、ひいてイギリスの外交特権法(The Diplomatic Privilege Act, 7 Anne, 1708)に規定する意味の一公務使節(a public minister)であり、外国主権国の外交代表であって、訴訟から免除されるものであると申立てた。法廷には、イギリス外務省より被告弁護人あての書簡が提出されたが、これはクラシンの地位及び特権は、通商協定の条項(第四条乃至第六条)に規定されていること、しかし外交特権を享有する者を列挙した外務省の名簿には、主権的独立国として、法的承認を受けた諸国の外交代表

だけを記入しており、ソヴェト政府は、単に事実上の承認を受けたのに止まるのであって、この名簿には記載されていなかったことが指摘されていた。

この外、裁判所は、外務省にたいして、クラシンの地位に関連ある照会を発したのであるが、外務大臣の回答では、ソヴェト政府は、国家として (as a State) 承認されなかったので、クラシンは、国王陛下より接受されていないこと、クラシンは、通商協定の署名以来、同協定の規定する範囲の目的からして、当該条項(第五条)の規定するソヴェト政府の公務官として、外務省で接受されていることを明かにした(ここに「国家として」とあるのは、「正統政府として」と読み改めた方がよい)。この外、クラシンがロンドンに滞在する便宜上、ロシア難民の帰国や、ロシアにおける饑饉等、他の問題についても、外務省の役人と折衝したことも指摘された。

単純な商務担当使節は、外交特権を享有しないとすることについては、イギリスには夙に確立された法的見解と判例がある (Lord Mansfield in *Triquet and Others v. Eath, Court of King's Bench, 1764*)<sup>(4)</sup>。正規の外交使節であれば、その長は、接受国の元首に接受され、信任状を提出しなければならぬことも、国際法上確立された慣行である。<sup>(5)</sup>

注(4) 入江、解義、前掲、四八頁

(5) 同上、三〇七頁以下

結局控訴院も、クラシンは、その主張する免除は享有せず、ひいてこれにたいする令状送達も有効であるとした。それというのはクラシンは、イギリスでは、いずれの権限ある機関からも、協定上の公務官以外の資格は認められて

いないからである。以上は、全裁判官（三名）の一致した見解であるが、この外、個別の見解として、公の通商機関に与えられる特権については、通商協定で規定しており、民事訴訟よりの免除は、これに含まれていないことも指摘された（一九二一・二二・一六判決）<sup>(6)</sup>。

注(6) Fenton Textile Association Limited v. Krassin. England, Court of Appeal, on Appeal from the King's Bench, Division of the High Court of Justice, 16 December, 1921, A. D. P. I. L. cases. Years 1919-1922, pp. 295.

ソヴェト・ロシアの論者は、本件について、ここに通商代表部首席の免除、すなわち外交的免除とは、つまり国家の享有する免除であり、本件の場合も、リューター・サゴール事件に従って、この免除が認められねばならなかつたと評している<sup>(7)</sup>。

注(7) M. M. Богуславский: Кимунингер государства, Москва 1962, стр. 81. リューター・サゴール事件は、入江、解義、前掲、一七九頁。但し本件を援用したのは妥当ではない。

本件被告は、通商協定の規定する公務官であり、その享有する特権、免除も、その任務遂行に必要として、協定の規定したところによらなければならない。結局は当該規定の解釈適用問題であった。

### 三 イタリア黒海会社事件

事実上の承認段階ではあっても、関係国間の協定するところにより、被承認国政府の在外機関にたいして、裁判上の免除を認めたものがある。ほぼ同様の協定事項について、それが裁判上の免除を認めたものか否か、当該政府また

は裁判所によって、必ずしも解釈が一定しているわけではない。

イタリア政府がまだソヴェト政府に事実上の承認をも与えていなかった当時、イタリア黒海会社は、バトゥム（バトゥミ）駐在代理人を通じて、多量の絹を取得した（一九二〇・三）。この契約貨物は、後にグルーズヤ・ポリシエヴィキ政府が樹立されるとともに（ソヴェト・ロシア、ソヴェト・グルーズヤ両共和国間の同盟条約締結は、一九二一・五・二一）、同政府は、これを没収した。事件は、この契約貨物に関するが、訴訟当時の当事者関係に鑑み、イタリアのソヴェト政府にたいする事実上の承認について指摘しておかなければならない。

イタリア、ソヴェト両政府は、予備協定（Предварительное соглашение）を結び、両国間の平時的通商関係を開いた（ローマ、一九二一・二・二二）。当時両国間には、正規の通商協定または一般条約はなく、よって予備協定の形で、暫定的通商関係を設定したものである。イタリア政府は、本協定の締結によって、ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国（政府）を事実上承認したことになる。<sup>(1)</sup>

注（一） С. Оленев: Международное признание СССР. Москва 1962, стр. 54.

この予備協定は、附属書「請求権の承認に関する宣言」で、締約国の一方または同国民の他方にたいする請求権の処理について約定するとともに、協定の本文で、金、資金、有価証券、貨物、その他、一般に、本協定の署名後、搬入され、または取得された両国の財産は、そのあらゆる種類にわたり、両国では差押にも、裁判行為にも服さない旨、すなわち本協定の署名以前、各締約国の現政府または先行政府の負担した義務または責任の理由で、これに処理上の制限を加えることを目的とする差押にも、裁判行為にも服さない旨を規定した（第一〇条第二項<sup>(2)</sup>）。イタリアは、政

令第一五七号（一九二二・一・三二）を以て、本協定を実施した。<sup>(3)</sup>

注（2） ソ連邦対外政策公文集、前掲、第四卷、五九六頁（第三三六号）

（3） 同上、第五卷、七六四頁、注一六〇

原告イタリア黒海会社は、バトゥミで取得し、後にグルーズヤ政府に没収されたはずの契約貨物が、ソヴェト・ロシア共和国外国貿易委員部ゼノヴァ支配人アブラハム・ファインスタイン（Abraham Feinstein）の名で、ミラノ所在一会社に寄託されているのを発見し、これにたいする差押の許可を求め、かつこれを取得した。これにたいしてイタリア担当國務大臣は、裁判所にたいして、差押の取消及び原告会社の起した訴訟の不受理を宣言するように請求した。第一審裁判所は、イタリア、ソヴェト・ロシア間予備協定（裁判免除条項）に鑑み、政府の請求を認めた。

原告会社は、第一審判決を不服とし、重ねてミラノ控訴院に控訴したのであるが、控訴院も、予備協定の訴訟免除条項に基づき、これを棄却した（一九二二・七・二六）。判示要旨は、次ぎのとおりである。<sup>(4)</sup>

注（4） Italian Black Sea Company v. Russian Soviet Government. Italy, Court of Appeal of Milan. 26 July, 1922.

A.D.P.I.L. Cases, Years 1919-1922, pp. 26.

一 伊ソ協定は、両締約国に輸入され、または取得された凡る種類の商品及び貨物は、差押に服さず、また締約国いずれかの過去または現在の政府が、本協定の署名以前に約束した義務または責任の理由で行われた処分に関連して、差押または裁判行為に服さない旨規定している（第一〇条）。本条項は、所有の理由に関係なく、一切の貨物を含んでいる。これと異なる原則は、イタリア政府が、ロシア政府の行為を審査し、その責任を決定しなければなら

くなり、かくては一切の対外貿易国営制を採るロシア政府との協定を虚妄的とすることになる(中略)。

二 伊ソ協定は、締約国間及び国民の財産または権利に関する一切の請求権は、将来の確定的条約で、公平に解決するとの宣言を含んでいる。これはこの種問題は、両国政府の外交的交渉によって、友好的に解決するまで、これを延期することを意味し、よつてそれまでは、この種案件にたいして、裁判所は、管轄権を行使する地位にはない。

以上の経緯が示すとおり、イタリアの政府も裁判所も、ソヴェト・ロシアとの予備協定及び附属宣言で約定したところにより、ソヴェト政府による契約貨物の処分を争わず、またこれについてソヴェト政府にたいする裁判管轄権を及ぼさなかつたことになる。しかしこの態度は、一貫されたわけではない。しかも本件判決があつて直後、両国間に同協定の遵守に関して、通商上の深刻な紛争を発生した。

しばらくの間、主題は外交的交渉、殊にソヴェト通商代表部のイタリア政府にたいする数次の強硬な抗議となつたが、これについては省略する。<sup>(5)</sup> 事案は、ローマ裁判所が、イタリア輸入硫安買主の請求に基き、代表部貿易課所屬銀行勘定を差押えたことであり(一九二二・一〇・二八)、イタリア破毀院は、両国予備協定は、議会で批准しなかつたのであるから、法律上の効力はなく、ひいて裁判所を拘束しないと決定した(一九二三・一・三一)。本協定は、行政協定であつて、批准条項はなく、直ちに効力を発生すること、両締約国は、その実施につき、直ちに一切の必要な措置をとることを規定していた(第一三条第一項)。よつてイタリアも、政令を發してこれを実施したのではあるが、破毀院の判示からすると、行政協定は、政令によつて実施しても、その法的性質を変えるものではなく、議會による立法

手続によって、初めて法的拘束力が与えられるとしたものと解される。

イタリア議会は、破毀院の決定があった後、同協定を批准、承認した（一九二三・一〇前半）。かくて破毀院は、その最終判決で、協定の差押、裁判手続免除条項を援用して（第一〇条）、これに相応する判決を行った（一九二五・四・二五）<sup>(6)</sup>。

注（5） ソ連邦対外政策公文集、前掲、第五卷、七六四頁、注一五九、六四三頁（第二九五号）、六四五頁（第二九六号）、七六四

頁、注一六一、六四六頁、七六八頁、注一七二、七六五頁。

（6） ポグースラフスキー、国家免除、前掲、八六頁。

#### 四 後期イタリア条約関係、判例

ソヴェト在外通商代表部の地位、権限、代表部の行為については、その後、諸外国との条約協定及び諸判例により整備され、一定の制約が設けられた。一般的傾向として、第一に貿易主体による区別を設け、ソヴェト国家机关とは別のソヴェト経済貿易機関は、裁判上その他の免除は享有しないとし、第二に行為による区別にしたがって、通商代表部の国権行為は、免除を享有するが、その民商事行為は、これを享有しないとされた。

先ずイタリアとソ連邦間の通商航海条約（一九二四・二・七署名、三・七批准、三・一四のイタリア勅令で実施）の規定したるイタリア通商代表部の地位、その適用解釈に関するイタリアの一部判例を見ることとしよう。

イタリアは、本条約で、ソ連邦が外国貿易の独占、国营制をとっていることを認め、ロシア通商代表部及びその機

関人員にたいして、イタリア領域内で、同代表部に課せられた機能として、(イ) 対外通商事項の上で、ソ連邦及び同国民の利益を保障すること、(ロ) ソ連邦の法律に従い、かつそれがイタリアの法律に反しないことを条件として、ソ連邦及びイタリア間の対外通商及び貨物交易を規制すること、(ハ) 相互の情報、その他の方法で、連邦の対外通商を遂行し、かつソ連邦及びイタリア間における通商関係の促進に寄与することを認めるとともに、ソヴェト政府は、通商代表部の締結した一切の取引にたいして責任を負い、したがって右取引の対象となる貨物は、差押の性質を有する司法手続には服しないこととした(第三条)。

さてイタリア判例であるが、イタリア国民がトルコ駐在ソヴェト通商代表部と結んだ契約の件で、イタリア駐在ソヴェト通商代表部を相手取って、訴を起したのにたいし、控訴院は、両国間の通商航海条約の規定する通商代表及び部員の特権、免除条項を検討しながら、イタリア裁判所に裁判管轄権があると判決した。これにたいして、通商代表部は、裁判上の免除を享有すると申立てて、上訴したのであるが、破毀院は、通商航海条約の免除条項は、イタリア駐在外のロシア通商代表部が結んだ取引行為には関係なく、この種取引にたいしては、国際法の一般規則が適用される<sup>(1)</sup>とした。それはすなわち外国の行った民商事行為は、内国の裁判権に服するものである(一九三五・八・三)。

注(一) *Rappresentanza Commerciale dell' U.R.S.S. c. De Castro. C. App. Genova 26 VI 1934, Cassazione 3 VIII 1935. Zeitschrift für a. ö. R. und V., Bd. VI, Nr. 1 (1936), S. 164. A. D. R. P. I. L. Cases, 1933-1934, pp. 179 (Case No. 70)*

つぎにイタリア汽船会社は、ソヴェト・ロシア商船との衝突事件で、ロシア通商代表部を相手取って、イタリアで訴を起した。破毀院は、イタリア、ソ連邦間通商航海条約の規定を援用して(第三条、前述)、同代表部は、訴訟上の

免除を享有すると判決した（一九三八・七・一九<sup>(2)</sup>）。

注（2） Società di Navigazione Generale “Gerolimich” v. The Russian Trade Delegation in Italy. Court of Cassation.  
July 19, 1938. A. D. R. P. I. L. Cases. Years 1938-1940, pp. 247 (Case No. 84)

イタリア及びソ連邦は、先きの通商航海条約に加えて、イタリア外相及びローマ駐在ソヴェト大使間の交換公文方式で、代表部の責任範囲に関する協定を締結した（一九三九・二・七附、公文の明記により一九三九・五・一実施、イタリアでは一九三九・五・一五、法律第九八四号で承認）。協定の内容は、イタリア所在ロシア通商代表部は、イタリアで締結し、または保証した取引にたいしてのみ責任を負うこと、イタリアの契約当事者は、ソヴェト法上の国家経済団体（国家とは別の法人）と終局的に契約を締結する前に、常にイタリア所在ロシア通商代表部の保証を求め得ること、代表部は、右要請に応じ、最惠的審査を加える義務があること、通商代表部の保証なく、国家経済団体と締結された契約は、当該団体のみを拘束し、強制執行は、その財産にたいしてのみ行われること、代表部は、繫争団体より特に要請がないかぎり、イタリア裁判所で、右団体を代表することはできないこと、というものであった。

外務大臣及び駐在外交使節の交換公文方式による協定の締結は、広義の国際条約締結に関する略式手続に属し、その約定が法的拘束力をもつか、単に行政協定として、締約国政府を拘束するに止まるかは、一概に論断することはできない。交換公文が附属文書として行われ、本条約の不可分の一体として、効力を有するとの明文があれば、法的拘束力があるが、形式上、そのような本条約とは全く別個に締結された補足協定であれば、当然には法的拘束力はない。しかし全く別個に行われた交換公文でも、締約国の国内手続で、法律上の効力が与えられれば、国内法としての

拘束力をもつことになる。

以下述べる事案は、イタリア業者とソ連邦の一輸出業法人間に生じた契約上の紛争に關し、かつイタリア、ソ連邦間通商航海条約及び交換公文(いずれも前掲)の解釈適用にかかわる。上告人ロシア通商代表部は、誤つて被告として訴えられたものであるとし、本件契約は、第一審原告とソヴェト法人間に行われた商事契約上の紛争であるから、通商代表部としては、本件には係わりがないとして、同条約(第三條)及び交換公文を援用した。イタリア破毀院は、左記理由で通商代表部の上告を棄却した。<sup>(3)</sup>但しその理由中、交換公文は、イタリアでは法律の効力は与えられていないとしたことは、裁判所の錯誤であつて、別件によれば、同交換公文は、イタリア法律第九八四号(一九三九・五・一五)で、執行力が与えられていた(後述)<sup>(4)</sup>。尤もこの錯誤は、判決の効力を左右するものではない。本件に適用されたのは、同交換公文ではないからである。

注(3) Russian Trade Delegation in Italy v. Queri. Italy, Court of Cassation. June 30, 1941. A. D. R. P. I. L. Cases, Year 1941—1942 pp. 407(Case No. 129)

(4) 別件の外、前掲書、四〇九頁脚注一参照

- 一 本件契約は、交換公文以前に結ばれたものである。(契約の締結は一九三二年。交換公文協定の実施は一九三九・五・一)。交換公文は、解釈的協定ではなく、遡及効はない。
- 二 上告人は、その申立てで、交換公文は、ロシア通商代表部の保証がなく、独立の国家経済団体が締結した契約に ついては、同団体のみを拘束するもので、ひいて強制執行は同団体の財産にたいしてのみ行われるのであるから、

本件の場合、ソ連邦の責任はないというが、交換公文は、イタリア外務大臣よりローマ駐在ソ連邦大使にあてたものであつて、イタリアでは、法律の効力は与えられていない。かつ本協定は、本件契約の締結後に実施されたものである。

三 通商航海条約は、ソ連邦の外国貿易独占を認めて、在イタリア通商代表部は、ソ連邦のイタリアにおける一切の商事契約にたいして責任をとると規定している（第三条）。この責任は、本件ソヴェト契約当事者のように、国家とは別の固有財産を保有し、国家経済に役務する国家企業団体の締結した契約の場合でも、同様に存在する。

惟うに本件について適用され得たのは、通商航海条約の関係条項だけであつて、同条約では、ソ連邦による国営独占の貿易制度を認め、かつイタリア所在ソヴェト貿易機関として、通商代表部を指定していた。この段階では、所在ソヴェト貿易機関として、通商代表部以外には、独立貿易法人の存在を予定していなかつた。条約は「通商代表部の締結した一切の取引」について責任を有するとしているけれども、代表部以外の機関による取引については何ら規定していない。ソヴェト・ロシアの対外取引関係につき、ソヴェト通商代表部が、直接には自己の行為以外のものにつき、国家機関として、駐在地の裁判所で、訴訟当事者となつたことは、別に例示したとおりである（前掲、船舶衝突事件、一九三八・七・一九、イタリア破毀院判決）。

本件では、イタリア外相及びローマ駐在ソヴェト大使間の交換公文は、イタリアでは法律の効力は与えられていないとされたが、別件では、同じくイタリア破毀院は、同公文をも援用して、判決の準拠としている。貿易上の紛争ではないが、参考のため、その要旨を掲げる。

原告は、ロシア通商代表部に雇傭されていたイタリア国民、雇傭契約上の紛争より、同代表部を相手取って、イタリア裁判所に訴を起した。原審は、代表部の雇傭行為は、公法上の行為であって、代表部は、イタリアの裁判所で、免除を享有するとして、原告の訴を棄却した（一九三八・九・二）。

原告は、上訴して争ったのであるが、その上告申立理由の一として、ロシア通商代表部は、ソ連邦とは同一ではなく、かつ同代表部は、私法上の取引方法により、特に私的雇傭の方法により、その公的目的を遂行するのであるから、イタリア裁判所は、これにたいして裁判権を行使し得ると主張した。しかし破毀院は、前掲通商航海条約及び交換公文協定を援用して、ロシア通商代表部は、イタリアで、全的に裁判上の免除を享有するとして、上告を棄却した（一九四七・五・一一）<sup>(5)</sup>。

注 (5) Tani v. Russian Trade Delegation in Italy, Italy, Court of Cassation (United Sections.) May 12, 1947. A. D. R. P. I. L.

Cases, Year 1948, pp. 141 (Case No. 45)

判決は、恐らく援用条約、協定の国内的実施力を示すためにか、条約裁可勅令（一九二四・三・一四、勅令第三四二号）及び交換公文承認法（一九三九・五・一五、法律第九八四号）を明示している。

## 五 フランス及びアメリカの判例

現行「在外ソ連邦通商代表部及び通商代理部官制」（一九三三・九・一三）によれば、通商代表部は、自国と駐在国間の通商、その他経済関係の発展を助成し、貿易を行う（第一条）。通商代表部及び通商代理部は、在外ソヴェト大公使

館の一部を構成し、同じ特権を享有する（第二条、第一五条）。ただしこれはソ連邦の国内法であつて、特権、免除の享有、その制約については、諸外国との通商条約その他特別の協定によつて明定される。これによれば諸外国も、自国駐在ソヴェト通商代表部にたいして、一面ソヴェト大使館の構成部分として、一定の特権、免除を認めるとともに、その遂行する主要な任務中には、商事行為に属するものがあり、これについて生ずる訴訟上の裁判手続に關しては、免除は認められないと約定するものが多くなつた。<sup>(1)</sup>

注(1) 入江、増補国際法解義、三七八頁以下

ソヴェト通商代表部は、売買契約の締結にあつては、ソ連邦の名において行動するのであり、したがつてこの種売買契約の当事者は、一方ではソ連邦である。通商代表部は、外国貿易の実務を行うにあつては、ソ連邦の機関として、これに必要な一切の権利を行使する全権を与えられており、ソ連邦の名において、各種の契約及び取引を行うのである（在外ソ連邦通商代表部及び通商代理部官制第四条）。但しその駐在国で、代表部の商事行為についてまで、裁判上の免除を享有するかぎりではない。

フランスは、ソ連邦と通商協定を締結して（一九三四・一・一一）、ソヴェト通商代表部首席及びその補助者にたいして、訴訟手続よりの免除を含み、外交上の免除を認めるとともに、ソ連邦が当事者となる通商取引については、これを除外した（同協定は、フランスでは一九三四・一・二三の政令で、暫定的に実施、一九三五・七・二七法で批准<sup>(2)</sup>）。協定の暫定実施中、但し条約の締結以前から、フランス裁判所に繫属中の事件に關しては、条約の条項によらず、パリ控訴院は、従来の理論に基いて、ロシア通商代表部にたいし、裁判権があるとした（一九三四・五・一七<sup>(3)</sup>）。本件判決は、

代表部の商事行為にたいして、内国裁判管轄が及ぶか否かについては直接答えてはいない。

注(2) A. D. R. P. I. L. Cases, Years 1933-1934, p. 20, Note

(3) *Téfnó Company v. Russian Trade Delegation (Société Téfnó c. Représentation Commerciale de l'U.R.S.S.) Court of Appeal of Paris, May 17, 1934, supra pp. 19 (Case No. 6)*

別件シャリヤピン対ロシヤ国家及びブレンネル書店の被告ソ連邦通商機関(通商代表部、在パリ)は、ソ連邦の書籍輸出業務は、一国の主権的行為に属するとして、裁判上の免除を主張した。これにたいしてフランス裁判所は、第一審、控訴審、上告審の各級裁判所を通じて、本件行為は、厳密に通商の性質に属するとして、主権的免除の申立を排した(破毀院判決は一九三六・一二・一五)<sup>(4)</sup>。本件判決では、ソヴェト通商代表部の商事行為にたいしては、フランスの裁判権が及ぶ旨の原則が表示されたことになる。

注(4) 入江、国際不正競争と国際法(一九六七年)、二二九頁以下

ソ連邦は、貿易国営制をとり、国営貿易に従事する船舶も、国有である。しかしフランスの立場からすれば、国営貿易制の下における通商取引も、民商事行為(“*actes de gestion*”)であり、公権行為(“*actes de puissance publique*”)と異って、フランスの裁判所では、免除は認められない。しかし訴訟からの免除と執行からの免除は区別されなければならない。訴訟からの免除特権を放棄したと解される場合でも、当然に執行からの免除特権を放棄したことはない。フランスでは常にこれを嚴格に解し、したがって判決の執行として、ソヴェト公船にたいする差押は認められない(エックス控訴院、一九三八・一一・二三)<sup>(5)</sup>。

注 (5) Socitros v. Union of Socialist Soviet Republics. Civil Tribunal of Toulon ; Court of Appeal, Aix. April 26, 1938 ; November 23, 1938. A.D.R.P.I.L. Cases, Years 1938-1940, pp. 236 (Case No. 80). なおボグースラフスキー、国家の免除、前掲、四六頁参照

附言すれば、第二次世界戦争後、フランス、ソヴェト間には、相互通商関係及びフランス国内ソヴェト通商代表部の地位に関する協定が締結された(一九五三・二・二一)。

最後にアメリカは、外国の国家機関、ひいて通商に従事する外国の公船にたいしては、早くより裁判権の免除を認めたのであるが、<sup>(6)</sup> 近來はこの伝統的立場にたいして、相当の批判がある。

注 (6) 入江、解義、前掲、三九九頁以下

国家の行為を統治行為と民商事行為に分け、民商事行為にたいしては、内国の裁判権が及ぶとして、主権的免除限定理論を明確に標榜したのは、「テート書簡」である(一九五二・五・一九、国務省法律顧問代理 Jack B. Tate の書簡)。テートは、この書簡で、諸国の判例を検討しながら、旧来の絶対的主権免除主義にたいして、制限的主権免除主義の傾向が顕著になりつつあるとしている。なおかつ具体的事件では、裁判所は、終局的には、主権免除の見地よりして、差押の取消を命じた(ソヴェト連邦国立銀行及びソ連邦外国貿易銀行の在米預金差押事件、一九五九・一〇・一、ニュー・ヨーク州最高裁判所判決)<sup>(7)</sup>。

注 (7) Weilamann and McCloskey v. the Chase Manhattan Bank, 192 N.Y.S. 2d 469, Oct. 1, 1959, I.L.R., Vol. 28, pp. 165. テート書簡全文は、Department of State Bulletin, 1952, pp. 984. Some observations on the current status of the

Tate letter. A. J. I. L., Vol. 54, No. 4 (Oct. 1960), pp. 790. ボグースラフスキー、国家免除、前掲、五六頁以下

もっとも本件は、直接には民商事行為か、国権行為かの問題ではなく、差押等、強制執行の免除に関する。本件差押対象は、ソ連邦国立銀行 (Госбанк : Гос. банк СССР) 及びソ連邦外国貿易銀行 (Внешторгбанк : Банк внешней торговли СССР) の一アメリカ銀行内預金であり、ニュー・ヨーク州最高裁判所は、ソヴェト政府の要請による国務省の見解に基き、同預金、すなわちソ連邦の財産は、強制執行、その他これに類似する他の措置より免除され得たものである。

国立(国家)銀行及び外国銀行は、ともに独自の法人である。裁判所は、本件について、裁判管轄権からの免除と強制執行からの免除を区別し、ソヴェト国有財産にたいして、後者の法理を適用したのであるが、ソ連邦の論者は、国立銀行やタス通信社等は、国家の機関であるとして、一般的に主権免除を享有すると主張する。<sup>(8)</sup>

注(8) 例えばボグースラフスキー、国家免除、前掲、一七五頁以下

## 六 ソヴェト外国貿易公団の地位

かつてはソ連邦在外通商代表部は、通商行為にあたり、売買契約の当事者となつて、連邦の貿易実務に主要な地位を占めていたのであるが、当今は売買契約及び一般にソ連邦の外国貿易に関する契約は、通商代表部により締結されることなく、原則として、外国貿易公団、その他特にその権利を与えられた他の経済団体が締結する。公団及びこの種経済団体は、ソ連邦の国家機関ではないから、主権的免除を享有するものではない。

諸外国貿易公団 (внешнеторговые объединения) は、ソヴェト民法上の法人である。公団は、独立した法人の資格で行動するのであるから、その組織及び機能にたいしては、ソヴェト法人に関する法規の定める規定が適用される。(ソヴェト社会主義共和国連邦及び連邦諸共和国民事基本法、一九六一・一二・八法。一九六二・五・一実施、第一条、第二一条、第二三条)<sup>(1)</sup>。

注 (1) ホグーヌラフスキー、国家免除、前掲、一七九頁以下。Д. Ф. Рамазайцев: Значение новых законов СССР в области гражданского права и процесса для Регулирования советских внешнеэкономических отношений. 《Советский ежегодник международного права》1963, стр. 407-

各全連邦外国貿易公団は、独立の経済団体であり、法により法人格を与えられているのであるから、自己の下にある財産の処理に関する業務の遂行は、自己の名において、独立して行う。これにたいしてソ連邦通商代表部は、ソ連邦の国家機関であり、ソ連邦の名において行動する。外国貿易公団は、これと異って、専ら自己の名で、法律行為を営むのであるから、ひいて公団の法律行為遂行上の財産的責任も、国家とは分離されたものである。<sup>(2)</sup> 諸国とソ連邦との通商条約では、強制執行に関して、その点を明定しているものがある。<sup>(3)</sup>

注 (2) А. Ф. Рамазайцев: Договор купли-продажи во Внешней торговле СССР. Москва 1961, стр. 18. 以下ラマザイ

ェフ、ソ連邦外国貿易売買契約、として引用

(3) 入江、解義、前掲、三八〇頁

通商代表部と外国貿易公団とは、それぞれ別個の主体であり、一方の行為にたいして、他方は責任を負わぬとする

ことについては、ソ連邦商業会議所外国貿易仲裁委員会の判例がある。オランダ商社ゲブレデルス・カツ対全連邦穀物輸出公団事件は、その契約（一九三五・二二・二〇）で取極めた運賃保険料込（CIF）条件についての紛争であるが、契約貨物の仕向地フランスでの輸入関税率につき、ソ連邦、フランス両国政府間には協定あり、ソ連邦より輸入する一定貨物について、フランス駐在ソヴェト通商代表部の発給した特別証明書を提示した場合は、一般輸入税率よりは低率の関税を課せられることになっていたので、買主の本件原告オランダ商社は、被告公団と在フランス通商代表部は、同一の団体であるとして、特別証明書の不発給にたいして、被告に責任があるとした。これにたいしてモスクワ所在外国貿易仲裁委員会は、公団と通商代表部とを同一視することは誤りであって、通商代表部は国家の機関であるから、公団の行為または懈怠にたいしては、何ら責任を負うことはなく、他方では外国貿易公団は、独立の経済単位、独立の法人であって、自己の債務にたいしては、その保有する別立の財産を以て、責任を負うのであり、ひいて通商代表部の行為または懈怠にたいしては、何ら責任はないと断じた。<sup>(4)</sup>

注（４） Дело «Гребелерс Кав» к В/О «Экспортхлеб» 1936 г. Всесоюзная Торговая Палата: Внешнеторговые арбитражи. Москва 1941, стр. 34. ラムザイツェフ、ソ連邦外国貿易売買約契、前掲、二二頁

しかしこの仲裁判断は、公団の独立法人格に見て、当然のことである。各公団は、それぞれ自己の定款に基いて、その事業範囲において、権利を有し、義務を負うのであって、専ら自己の名で、法律行為を営むのであるから、ひいて公団による法律行為遂行上の財産責任も、国家より分離されるのは当然のことである。公団の財産責任を法的に分離することは、各定款にも規定されている。それによれば国家は、公団の責任や実務については、何ら責任を負うも

のではない。そのことは逆に公団は、国家、国家機関、その他別の機関に帰する請求権にたいして、責任を負うものではないのと同様である。<sup>(5)</sup>

注(5) ラムザイツェフ、ソ連邦外国貿易売買契約、前掲、同上

公団は自己の名において財産上及び非財産上(人的)の権利を取得し、義務を履行するのであり、その義務は、民法上の関係に入るものが多い。また公団は、相手当事者との有効な契約、協定に基づき、裁判所、国家仲裁委員会及び商事仲裁委員会で、原告となり、被告となる。<sup>(6)</sup> どのような意味でも、通商代表的な国家機関の地位を享有するものではない。

注(6) ラムザイツェフ、ソ連邦新諸法、前掲、四〇八頁

## 七 行政命令による商事契約解除

ソ連邦は、国营貿易制をとり、外国貿易を独占しているために(連邦憲法第一四条ち)、外国貿易公団は、その法的地位や活動につき、国家の指導と統制を受ける程度が大きい。外国貿易にたいする指導と統制は、連邦外国貿易省(MBT)と対外経済関係連邦關係會議国家委員会(ТКЭС)に集中される。外国貿易公団は、社会主義経済体制の一環をなすのであるから、両行政機関の一般的指導と統制の下に、一定の計画にしたがって、その活動を遂行する。両機関と公団との関係は、行政法上の関係である。尤も公団は、独立の経済主体であるから、自己の名による外国貿易

上の取引上、相手外国締約者との契約締結にあたっては、専ら自己の意思を表示する。公団は、行政権能を有せず、ひいて国庫と連繫した国家法人としてではなくて、民法上の独立主体として、行動するものである。

このように外国貿易公団は、一面では民法上の関係に立ち、他面では行政法上の関係に立つが、そこから発生する問題は、行政行為によって、公団の契約履行を禁止し、その履行について、公団の責任を解除することができるかである。公団としては、当該管轄官庁の発した行政行為命令に違反することはできず、これに服従する義務がある。管轄官庁が公団にたいして、ソ連邦から一定貨物の輸出を禁止したり、貨物輸出許可の申請を却下したり、さらには一旦与えた許可を取消したりする場合は、その公団は、契約の履行が不可能となり、ひいて公団は、これにより債務不履行の責任から解除される。これは自己の予見しなかつた事由による履行不能に相当し、よって不履行の責任から解除されるとする民法法典の規定に該当するものとされる（ロシア・ソヴェト共和国民法典第一一八条）。このように対外取引契約は、その全面的または部分的履行にたいする直接の禁止が認められることになる。

輸出生産物の一般的生産計画に変更がある場合は、これとは異って、計画の変更以前に、外国貿易公団が相手外国締約者と締結した生産物供給契約は、これによって影響を受けない。国家の計画的行為は、領域外効力をもつものではなく、ひいて対外取引契約の不履行にたいする公団の責任を解除するものではない。

以上は、ソ連邦が国営貿易制をとる結果、外国貿易公団の法的地位及び取引活動は、強く国家の指導と統制を受け、管轄官庁の命令によって、時には公団の契約履行を禁止し得るとするソヴェト法上の原理論である。<sup>(1)</sup>しかも公団は、この禁止を不可抗力として、契約不履行の責任を解除されるのであるから、その場合、相手外国契約当事者とし

ては、ゆゆしい事態に当面することとなる。具体的な案件は、後に例示する。

注(1) Д. М. Генкин, Общий редактор: Правовое регулирование внешней торговли СССР. Москва 1961, стр. 50-

51

対外取引契約で、最も重要な問題の一つは、契約より生ずる紛争の解決について協定し、解決の場所、解決の方法を定めておくことである。契約上、管轄裁判所について約定することは、実際に紛争が発生した場合に、その解決を紛糾させないためにも必要である。契約中にこの管轄を指定する特別の条項を設けた場合、これを管轄指定約款(пропорционные соглашения, prorogation clauses)と<sup>(2)</sup>いう。日ソ通商条約でも、日本の領域で、通商代表部が締結し、または保証した商事契約上の紛争につき、仲裁または他の管轄指定約款を設けることを認めている。そのような留保がない場合は、商事契約上の紛争は、日本の裁判管轄に属し、当該契約の条項または日本の法令に別段の規定がないかぎり、日本の法令にしたがって解決される(日ソ通商条約附属書第四条第二項)。

注(2) С. Н. Лебедев: Признание пропорционных условий сделок в международной торговле. Советский ежегодник, supra 1963, стр. 420-

一方ソ連邦外国貿易公団、他方外国商社との商事契約では、商事仲裁によることとして、管轄指定約款を設け、具体的に仲裁機関を明示するものが多い。ソ連邦の慣行では、管轄指定約款の効力を認めなければならないのであって、当事者の一方または双方が外国法人または外国人である場合、当事者の選択する裁判所または商事仲裁機関が、何れの国に所在するかを問わず、すなわちソ連邦に所在しようと、外国に所在しようとは関係なく、その選択した管

轄権が認められる。

契約当事者の双方が外国法人ではあっても、当該契約で、モスクワ外国貿易仲裁委員会を以て、契約紛争解決機関と指定しておれば、同委員会は、当然管轄権を行使する（例えばチェコスロヴァキヤ「メタリメックス」対ブルガリヤ「リードメタル」事件、繫争当事者はともに法人、一九五七・七・一仲裁判断<sup>(3)</sup>）。

注 (3) Trust tchécoslovaque 《Metalmexs》, Prague, c. l'Organisme commercial gouvernemental 《Roundmetal》, Sofia. Com-mission arbitrale du commerce extérieur, 1er juillet 1957, Clunet 87, 1960, pp. 876, pp. 881

ソ連邦の対外貿易は、国営制を採り、行政管庁の指導権限に服すところから、その行政命令により、契約は解除の外なくなつた事例がある。外国貿易公団は、独立の法人ではあるといつても、外国企業、商社との契約で、管轄指定約款を設け、モスクワ外国貿易仲裁委員会を紛争解決管轄機関として指定し、かつソヴェト法が準拠とされる場合、ソヴェト管庁の契約不承認命令は、当該外国公団にとっては、不可抗力と解された。以下具体的事案を見よう。

## 八 ジョーダン投資会社事件

イスラエルのジョーダン投資会社 (Jordan Investments Ltd.) は、全ソ「石油輸出」公団 (B/O 《Соразнефте-экспорт》) と契約して (一九五六・七・一七)、同公団を通じて、契約年度の翌二年間に、黒海諸港本船渡 (FOB) 条件で、重油六五〇トンの輸入を企てた。契約には不可抗力条項 (第七項) が挿入されており、また仲裁条項及び管轄指定約款を設けて、契約より生ずる紛争は、終局的にはモスクワのソ連邦商業会議所外国貿易仲裁委員会に附託して、

仲裁手続により解決することとしていた。

全ソ「石油輸出」公団は、ジョーダン投資会社との契約に基き、ソ連邦外国貿易省にたいして、契約の履行上、輸出許可を申請した（一九五六・八・四）。これにたいする外国貿易省の回答は、イスラエルを含む中東情勢の発展に関係があるから、それについて言及しておく必要がある。それはイスラエルの軍事行動である。

イスラエルは、エジプト領シナイ半島にたいして、同地域にある反イスラエルのゲリラ部隊（Fedayeen）の基地を一掃すると称して、軍事行動を起した（一九五六・一〇・二九）。イギリス、フランス両国またイスラエルと共同行動に出て（一〇・三〇）、ここにエジプト戦争が始まった。軍事行動の是非曲直は、最初から明かであり（安全保障理事会では、先ずアメリカ、次いでソ連邦のイスラエル軍隊撤退要請決議案は、英仏両国の拒否権で否決、一〇・三〇）、ソヴェト外国貿易省が、全ソ「石油輸出」公団の申請にたいして、本契約上の輸出許可証は下付されず、契約の履行は禁止された旨、書信で通告したのは（一一・五）、このような事態の発展を背景としたものである。よって公団も、その旨、ジョーダン社に通告し、かつ契約の不可抗力条項（第七項）を援用して、同契約は無効となった旨、電報で通告した（一一・六）。

これにたいしてジョーダン社は、ソヴェト公団にたいする電報（一一・一二）で、同社の見解によれば、契約の不可抗力条項は契約を無効とする根拠とはならず、よって同社としては、一切の権利を留保し、損害については、公社の責任を追究すべき旨述べた。しかし公団は、重ねて本件は不可抗力を構成するとして、契約の不可抗力条項に基き、一切の責任を解除された旨述べた（一一・一六電報）。その後も公団は、ジョーダン社の損害にたいする申立や、契約

に基く引渡履行を拒絶した。公団は、自己の管理を越える事情に基き、契約はその効力を終止したのであり、ジョーダン社にたいしては、その際、それについて通告済みであると通告した（一九五七・六・一三附書簡）。

ここに問題は、契約の不可抗力条項（契約第七項）であるが、それは通常この種契約に挿入されるものと同工異曲であつて、要するに自然の災害、火災、洪水、各種の戦争行為、封鎖、輸送船乗組員の罷業、船舶旗国政府また同所属行政機関に帰すべき行為または要求（*fais du Prince*）、その他契約不履行当事者の管理に余る他の事由である。ソ連邦では、輸出許可の権限ある当局も、また輸出版売機関も、ともにソヴェト政府の統轄下にあるのであり、これを考慮して、本件契約の不許可は、不可抗力に入るか否かである。

結局ジョーダン投資会社は、契約の管轄指定約款に基いて、ソ連邦商業会議所外国貿易仲裁委員会にたいし、公団を相手取つて、本件契約紛争を附託した。仲裁委員会は、ジョーダン会社の請求を棄却し、外国貿易省による輸出許可の拒絶及び契約履行の禁止は、不可抗力条項に基き、当該外国貿易公団の責任を免除したとして、ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国民法典の不可抗力規定（第一八条）を援用し、そのように判断を下した（一九五八・六・一九）<sup>(1)</sup>。

注（一） 仲裁判断の内容及び関係資料、参考文献は、入江、東西通商上の法的问题、日本国際問題研究所、国際貿易法の研究（昭和四一年）、一八四頁以下。なま Charles Carhier: *L'Arbitrage international de droit privé*. Paris 1960, pp. 53

ソヴェト法制の下では、監督官庁の決定命令には、下部機関として、服従を要するのであり、本件の場合、外国貿易公団として、義務履行は不可能であるから（*Impossibitium nulla obligatio est*）、不可抗力による免責は、これを是認する外はあるまい。しかしこのような行政府の措置につき、ソ連邦として、国際法上の責任を生ずるか否かは

別問題である。連邦外国貿易省は、契約の不許可、輸出の禁止につき、理由を明かにしなかった。当時の国際関係からして、同省の決定は、イスラエルの軍事行動を背景とした措置だとしても、国際法上の復仇または制裁を構成するものとは考えられない。イスラエルの軍事行動は、ソ連邦を対照としたものでもなければ、国際連合により制裁措置が決定または容認されたわけでもないからである。

他方ではイスラエルの軍事行動は、恐らくは安全保障理事会ソヴェト代表も指摘したとおり、エジプトにたいする侵略行動であって（一九五六・一〇・三二）、イスラエルは、自ら国際法上の不法行為を犯した以上、これと牽連して、ソ連邦が契約履行不許可の措置をとったことにつき、ソ連邦にたいして、その責任を問うことはできなかったであろう（*Frustra legis auxilium quaerit qui in legem committit.*<sup>(6)</sup>）。

注（2） 安全保障理事会、次いで総会における審理公文資料は、*Documents on International Affairs 1956*, pp. 264.